

(仮訳)

航空保安に関するアジア太平洋地域共同宣言

日本、東京

2010年3月13日

1. 我々、豪州、カンボジア、カナダ、香港、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、韓国、シンガポール、米国及びベトナム政府の航空保安担当大臣又は指名を受けたその代理人は、国際民間航空機関（ICAO）事務局長とともに、2010年3月13日に日本・東京で顔を合わせ、あらゆる形態のテロリズム、特に民間航空に対する脅威と闘っていくという義務を確認した。また、我々は、2009年12月25日の米国行き航空機に対するテロ未遂事件のような新たな脅威に対してもより効果的に対応するため、国際航空保安基準及び措置を強化することの必要性を再確認した。
2. 我々は、テロリズムはすべての社会にとって深刻な脅威だと考えており、どこで、いつ、また誰によって、さらにはイデオロギーによるサポートのあるなしに関わらず、民間航空の利用を含むあらゆる形態のテロリズムを非難する。そのようなものとして、国内法及び国際法の双方に従い、すべての活用可能な資源を利用しながら、我々全体としてテロリズムと対峙する責任を共有する。
3. 2009年12月25日の未遂攻撃は、我々に民間航空が依然テロリズムの主要なターゲットであること、またそのような国境を越える脅威と対峙するためには国際連携が重要であることを再び思い出させました。地理的また文化的に多様な地域として、アジア太平洋地域は、社会を繋ぎ、また経済成長を促進する国際民間航空ネットワークに依拠している。これらの理由により、さらには潜在的なテロリスト攻撃にさらされる可能性のある国内、地域内、太平洋間、国際路線のフライトを多く抱えていることを念頭に、我々は地域全体に渡る航空保安の強化のために共に、また航空業界とも協力していかなければならない。
4. この共同宣言において、我々は、我が地域においてそのような脅威に共に立ち向かう共通の決意を確認する。

我々はこちらに自分たちの意志を表明する。

1. 本会合に出席している政府に対し、自国の法律、規制及び国内民間航空保安プログラムを遵守し、また適当な ICAO 標準及び勧告（「SARPs」）並びに各々の国・行政区域の能力に従って、以下の航空保安措置の実践的な実施の促進を促す。
 - 参加国・行政区域の間で、また他のシカゴ条約締約国及び民間航空業界とともに、適切な場合に、旅客の安全及び業界の健全性に対する脅威の情報交換及び早期検知のための既存の協力枠組みを拡大し、
 - スクリーニング及び検査手法、武器、爆発物及び有害物質の検知、空港セキュリティ、行動検知、空港職員のスクリーニング及び身分確認、人材開発、関連技術の研究・開発などの民間航空に関わる分野における専門知識、ベスト・プラクティス（優良事例）、及び情報について共有し、
 - 個人のプライバシー及び安全を尊重しながら、持込みが禁じられている物質を検知し、またそのような物質の機内への持込みを阻止するために現代技術を活用する。
2. 民間航空への新たな脅威に対応するため、第 17 附属書及び旅客情報の共有を含む ICAO 標準及び勧告の保安条項に必要な変更を加えることを検討し、
3. 市民のプライバシー及び自由を効果的に保護しながら、航空旅客及びその他の人々のリスクを軽減するため、リエゾン・オフィサー（連絡渉外官）の活用や航空会社により提供される事前旅客情報（API）の更なる活用を含む情報交換の仕組みについて検討し、
4. 機内における予防策を強化していくことについて検討し、
5. 生体認証の使用を含む様々な手法により、高いセキュリティレベルと渡航の容易化の双方の達成を目指し、
6. 渡航文書の安全性、並びに紛失及び盗難旅券を国際刑事警察機構の紛失・盗難旅券データベースへ可能な範囲で定期的に報告することを強化及び促進し、
7. ICAO の方針に従い、また他の適当な国際パートナーと協調し、航空貨物サブ

ライチェーン全体を保護する必要性を踏まえた、航空貨物セキュリティに関する国際的に強化され、かつ調和した措置及び優良事例を作成及び実施し、

8. ICAO国際保安監査プログラムで特定された欠格を修正する能力の開発の必要性を認識しながら、アジア太平洋地域全体としての航空保安が確保されるように、同地域におけるキャパシティ・ビルディングの活動を促進する。そのために、援助及び開発の仕組みが強化されるべきであり、
9. 渡航の更なる安全実現に向けて、互いに、また他の国際パートナー及び航空業界と引き続き協力して取組んでいく。
10. 2010年9月28日～10月8日に開催のICAO総会がこの宣言に含まれる原則を反映し、さらには、来るべきICAO3カ年において民間航空保安が最重要課題の一つとして扱われることを確認する決議を採択することを要請する。